

第71回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年11月18日（木曜日）午前10時

場所

名古屋市守山区苗代二丁目9番3号

当社 本社8階会議室

（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

書面およびインターネットによる議決権行使期限

2021年11月17日（水曜日）午後6時まで

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されるため、株主の皆さまにおかれましては、本年は健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権の事前行使を強くご推奨申し上げます。また、株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件	
第3号議案 役員賞与支給の件	
（添付書類）	
事業報告	17
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	44

株式会社 **進和**

（証券コード 7607）

(証券コード 7607)

2021年10月27日

株 主 各 位

名古屋市守山区苗代二丁目9番3号

株式会社 **進 和**

代表取締役社長 根 本 哲 夫

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえまして、株主様の安全確保および感染防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年11月17日（水曜日）営業時間終了時（午後6時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月18日（木曜日） 午前10時
 2. 場 所 名古屋市守山区苗代二丁目9番3号 当社 本社8階会議室
 3. 会議の目的事項
 - 報 告 事 項 (1) 第71期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第71期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
 - 第3号議案 役員賞与支給の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書により議決権を行使される場合、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shinwa-jpn.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shinwa-jpn.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時 2021年11月18日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

当日ご欠席の場合



①郵送（書面）による議決権の行使の場合

行使期限 2021年11月17日（水曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

②インターネットによる議決権の行使の場合



行使期限 2021年11月17日（水曜日）午後6時まで

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権の行使に際しては、次頁を必ずご確認ください。

 議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことでスムーズにお手続きいただけます。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（書面）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2021年11月17日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

① パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

② スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記「① パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。
*QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年11月17日（水）
午後6時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

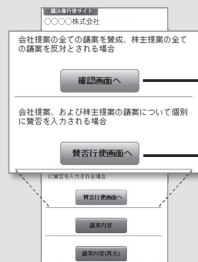


議決権行使書副票（右側）

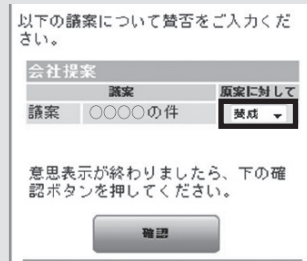
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



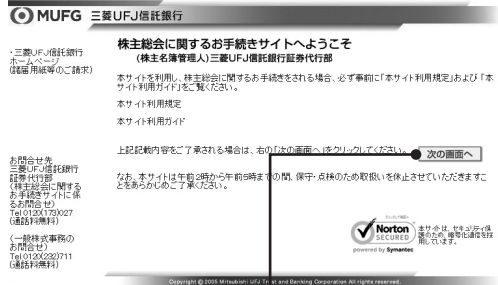
画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
右頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

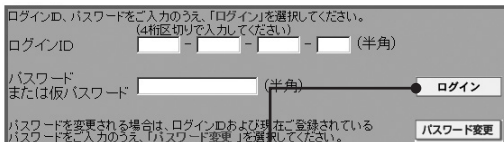
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側) に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード (確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



(QRコードは、(株)デンソーウェアの登録商標です。)

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付け、業績の進展等を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元に努めることを基本方針としております。具体的には、配当性向30%を目途に、持続的な業績向上を通じた利益配分の増加に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当事業年度における1株当たり配当金は中間配当35円と合わせて72円となります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化および今後の事業展開のために充当し、将来にわたる株主利益の確保に努めていく所存であります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金37円00銭 総額 493,957,955円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年11月19日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名全員は任期満了となります。つきましては、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、新任候補者1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	ねもと てつ お 根 本 哲 夫	代表取締役社長 社長執行役員 全社統括 再任
2	たき たに よし ろう 瀧 谷 善 郎	取締役 専務執行役員 海外事業本部長 再任
3	いし かわ しゅう じ 石 川 修 示	取締役 常務執行役員 営業本部長 兼 中部本店長 再任
4	はま だ ひろ き 濱 田 弘 樹	取締役 上席執行役員 名古屋営業第三部長 兼 戦略営業推進室統括 再任
5	か とう きよし 加 藤 清	取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 総務部長 再任
6	おお くら もり ひこ 大 倉 守 彦	取締役 上席執行役員 製造本部長 兼 技術部長 再任
7	か がわ じゅん いち 加 川 純 一	— 新任 社外 独立

1

ね もと てつ お
根 本 哲 夫

(1951年9月14日生)

再 任

所有する当社の株式の数

427,070株

取締役会への出席状況

14/15回

■ 略歴、地位および担当

1997年11月 当社取締役就任
 2001年11月 当社常務取締役就任
 2003年11月 当社専務取締役就任
 2013年11月 当社代表取締役社長就任
 2020年11月 当社代表取締役社長
 社長執行役員就任
 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

代表取締役社長として、当社グループ全体の経営を担っており、営業、製造をはじめ管理部門においても豊富な知識と経験を有し、業務全般を熟知しております。また、豊富な経験に基づく強いリーダーシップにより、重要事項の決定および各取締役の職務執行に関する監督などにおいて適切にその役割を果たしており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

2

たき たに よし ろう
瀧 谷 善 郎

(1963年12月2日生)

再 任

所有する当社の株式の数

26,069株

取締役会への出席状況

15/15回

■ 略歴、地位および担当

- 2000年4月 SHINWA INTEC Co., Ltd. 取締役
(出向)
- 2011年11月 当社取締役就任
- 2016年11月 当社常務取締役就任
- 2018年11月 当社専務取締役就任
- 2020年11月 当社取締役専務執行役員就任
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

SHINWA U.S.A. CORPORATION 代表取締役会長
 SHINWA INTEC Co., Ltd. 代表取締役社長
 SHINWA (INDIA) ENGINEERING & TRADING
 PRIVATE LIMITED 代表取締役社長
 SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO
 BRASIL LTDA. 取締役会長
 PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA 代表取締役
 SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD. 代表取締
 役社長
 SHINWA ENGINEERING S.A.de C.V. 代表取締 役
 社長
 SHINWATEC LIMITED 代表取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり海外現地法人で責任者を任され、日本に帰任後、取締役として海外事業本部を統括し、当社海外部門の業績向上に大きく貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

3

いし　　かわ　　しゅう　　じ
石　川　修　示

(1969年7月10日生)

再任

所有する当社の株式の数

24,871株

取締役会への出席状況

15/15回

略歴、地位および担当

2008年4月 当社名古屋営業第三部長
 2012年4月 当社名古屋営業第二部長
 2015年11月 当社執行役員 名古屋営業第二部長
 2016年11月 当社取締役就任
 2018年11月 当社常務取締役就任
 2020年11月 当社取締役常務執行役員就任
 現在に至る

重要な兼職の状況

那欧雅進和（上海）貿易有限公司 執行董事

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社主要取引先の営業責任者を経験し、現在、取締役として営業本部を統括しております。これまでの営業経験をベースに、国内営業部門全体の業績向上に大きく貢献しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4

はま　　だ　　ひろ　　き
濱　田　弘　樹

(1968年6月1日生)

再任

所有する当社の株式の数

25,599株

取締役会への出席状況

15/15回

略歴、地位および担当

2007年4月 当社名古屋営業第一部長
 2010年4月 SHINWA U.S.A. CORPORATION
 取締役副社長兼COO（出向）
 2012年12月 当社名古屋営業第三部長
 2015年11月 当社執行役員 名古屋営業第三部長
 2017年11月 当社常務執行役員 名古屋営業第三部長
 2019年11月 当社取締役就任
 2020年11月 当社取締役上席執行役員就任
 現在に至る

取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社主要取引先の営業責任者を経験し、現在、取締役として名古屋営業第三部、戦略営業推進室を統括しております。また海外現地法人の責任者として海外赴任も経験するなど幅広い営業経験を持ち、当社の業績向上に大きく寄与していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

5

かとう きよし
加藤 清

(1964年9月26日生)

再任

所有する当社の株式の数 取締役会への出席状況

9,837株

15/15回

■ 略歴、地位および担当

2007年4月 当社名古屋営業第三部次長
2008年12月 当社経理部次長兼調達課課長
2010年4月 当社調達部長
2015年11月 当社執行役員 調達部長
2016年11月 当社執行役員 総務部長
2019年11月 当社取締役就任
2020年11月 当社取締役上席執行役員就任
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

株式会社アイシン 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門に在籍後、管理本部に移り調達部長に任命、現在は取締役として管理本部を統括しております。営業部門、管理部門両方の経験を有し、バランスの取れた判断ができる人財であり、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

6

おおくら もり ひこ
大倉 守彦

(1962年8月4日生)

再任

所有する当社の株式の数 取締役会への出席状況

4,170株

11/11回

■ 略歴、地位および担当

1985年4月 トヨタ自動車株式会社入社
1999年3月 トヨタモーターノースアメリカ
(出向)
2006年1月 同社ボデー生技部 技術管理室 室長
2015年4月 同社工程改善部 部長
2019年1月 当社 執行役員 製造本部副本部長
兼 技術部長 (出向)
2020年10月 当社入社 執行役員
製造本部副本部長 兼 技術部長
2020年11月 当社取締役上席執行役員就任
現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社の出身で、当社には2019年1月に出向、2020年10月に当社に転籍して、現在は取締役として製造本部を統括しております。トヨタ自動車株式会社における長年の経験に裏打ちされた専門知識・ノウハウや豊富な人脈により、当社の製造部門のみならず営業部門においても大きな成果を出しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

新 任
社 外
独 立

所有する当社の株式の数

一 株

取締役会への出席状況

一 回

■ 略歴、地位および担当

1977年 4月 日本特殊陶業株式会社入社
 2003年 6月 同社取締役就任
 2007年 6月 同社常務取締役就任
 2009年 6月 同社専務取締役就任
 2011年 6月 同社顧問 技監就任
 2012年 6月 C K D株式会社社外取締役就任
 (2021年6月に退任)
 現在に至る

- (注) 1. 加川純一氏は、新任の社外取締役候補者です。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2021年8月末日現在の所有株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しています。
4. 大倉守彦氏の取締役会への出席状況については、2020年11月19日の取締役就任以降の状況を記載しております。
5. 各候補者の当社における現在の担当につきましては、8頁に記載のとおりであります。
6. 加川純一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定める独立性基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。当社における社外取締役の独立性に関する基準については15頁をご参照ください。
7. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。加川純一氏の選任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2022年1月に同内容での更新を予定しております。

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手製造会社の取締役として経営に携わった経験、およびモノづくり全般に関する幅広い見識を有しておられることから、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に対する監督および助言を行っていただくことを期待し、新任の社外取締役候補者としております。

【ご参考】取締役会の構成（本総会終結後の予定）

取締役	各取締役に特に期待する分野						
	企画経営 ・ 経営戦略	営業 ・ マーケティング	製造 ・ 技術	グローバル ビジネス	法務 ・ リスク管理	財務 ・ 会計	環境 ・ 社会問題
根本哲夫	●	●	●				●
瀧谷善郎	●	●		●			●
石川修示	●	●	●				
濱田弘樹	●	●		●			
加藤清	●				●	●	●
大倉守彦	●		●	●			●
加川純一 社外 独立	●		●		●		
茂木恒有 常勤監査等委員	●			●	●	●	
内藤正明 監査等委員 社外 独立	●				●		●
志賀慶章 監査等委員 社外 独立	●				●	●	

【ご参考】

社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

1. 当社および子会社の業務執行者、または過去に1度でも業務執行者であった者（注1）
2. 当社の議決権を5%以上保有する大株主またはその業務執行者
3. 下記のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な仕入先（注2）
 - (2) 当社グループの主要な販売先（注3）
 - (3) 当社が5%以上の議決権を保有する企業等
4. 下記のいずれかに該当する組織等に属する専門家
 - (1) 当社の会計監査人である監査法人または当社の顧問税理士事務所に所属する専門家
 - (2) その他当社が役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払を行ったコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家
5. 当社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者もしくは法人の業務執行者
6. 当社取締役が社外役員として就任している会社の出身者
7. 上記（1.～6.）の配偶者または2親等以内の近親者
8. 過去5年間に上記（2.～7.）に該当していた者

（注1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、執行役員、使用人を含む。監査役は含まれない。

（注2）主要な仕入先とは、当社グループの連結仕入高の2%以上の企業およびそのグループ企業をいう。

（注3）主要な販売先とは、当社グループの連結売上高の2%以上の企業およびそのグループ企業をいう。

以 上

第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）6名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、総額30,000千円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は28～30頁に記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものであることから相当なものであると判断しております。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

[添付書類]

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化するなか、製造業を中心に業績が回復に転じる動きも見られましたが、変異株の流行による感染再拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が再適用されるなど、不透明な状況となりました。

当社グループの主要ユーザーである自動車業界におきましては、回復基調ではあるものの、世界的な半導体の供給不足や感染再拡大による自動車各社のサプライチェーンの混乱により生産への影響が懸念される状況となりました。設備投資におきましては、海外では中国、米国を中心に新工場建設や能増などにより総じて堅調に推移した一方で、日本国内では先送りしていた設備投資を再開する動きも見られましたが、受注環境は厳しい状況が続きました。

このような事業環境のなか、当社グループは第3次中期経営計画「Shinwa moving forward 2023－持続的な成長とたゆまぬ変革－」をスタートさせました。本年6月には進和(天津)自動化控制設備有限公司の分公司を中国・蘇州市に開設し、海外事業の展開を加速するとともに、自動車業界の「CASE」領域の技術革新の動きに対応し、お客様のニーズに的確に応えられるよう取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、611億60百万円(前連結会計年度比10.2%減)、また、経常利益につきましては、41億40百万円(前連結会計年度比13.6%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は27億68百万円(前連結会計年度比16.3%減)となりました。

これをセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

日本

半導体・エレクトロニクスデバイスメーカー向け精密塗布装置や給湯器メーカー向け熱交換器の売上が伸長しましたが、自動車メーカー向けの設備投資が低調に推移したことなどにより、売上高は448億31百万円(前連結会計年度比12.0%減)となりました。セグメント利益は、売上高の減少に加え人件費や減価償却費が増加し、販売費及び一般管理費が高止まりしたことにより、25億6百万円(前連結会計年度比23.9%減)となりました。

米国

日系自動車メーカー、同部品メーカー向け新規ラインの生産設備の売上を計上したことなどから、売上高は49億94百万円（前連結会計年度比1.6%増）、セグメント利益は1億90百万円（前連結会計年度比33.0%増）となりました。

東南アジア

日系自動車メーカーおよび日系空調機器メーカー向け生産設備の売上を計上したことなどから、売上高は41億42百万円（前連結会計年度比46.3%増）、セグメント利益は4億42百万円（前連結会計年度比26.3%増）となりました。

中国

日系自動車メーカー向け生産ラインの能増や新工場向けの生産設備の売上を計上しましたが、前年同期に計上した日系自動車メーカー向け新規ボディライン等の生産設備の売上の反動減から、売上高は65億34百万円（前連結会計年度比20.4%減）、セグメント利益は7億62百万円（前連結会計年度比11.2%減）となりました。

その他

日系空調機器メーカー向け生産設備の売上を計上しましたが、前年同期に売上計上したフランスの日系自動車メーカー向け大口案件の反動などから、売上高は6億56百万円（前連結会計年度比46.6%減）、セグメント利益は83百万円（前連結会計年度比46.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、総額 8 億 61 百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成・取得した主要設備

会社名	事業所名	内容	投資額
株式会社進和	名古屋工場	5面加工機 MCR-BⅢ 25×65E型	163百万円
株式会社進和	本社	モード可変レーザー	81百万円
株式会社進和	本社	半導体レーザー	80百万円
株式会社進和	本社	X線CT装置METROTOM1500 225kV (G3)	77百万円

(3) 資金調達の状況

設備投資資金は、主に自己資金にて充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきまして世界経済は、ワクチン接種の普及や経済対策の効果により回復が予想されますが、新型コロナウイルス感染症の収束にはなお時間を要するものと思われ、個人消費の低迷や感染症対策に伴う緊急事態措置によって、経済活動の停滞が懸念されます。

当社グループの主要ユーザーである自動車業界につきましては、総じて回復基調が見込まれますが、新型コロナウイルスの影響に加え、世界的な半導体不足の問題等も顕在化しており、今後も不透明な状況が続くものと予想されます。

こうしたなか、当社グループでは、第3次中期経営計画「Shinwa moving forward 2023 -持続的な成長とたゆまぬ変革-」を2020年9月よりスタートしております。当社の強みである「現場力」を活かして、中期経営計画の基本方針に基づき、下記重点戦略を推進することで、企業価値の向上と持続的な成長に努めてまいります。

基本方針と各部の重点戦略は次のとおりであります。

① 基本方針

- イ. 接合技術、デジタル技術（AI、IoT）を中心とした先進技術の取り込みによる新領域の開拓
 - ロ. 次世代車のC A S E領域における最適ソリューションの提供
 - ハ. グローバル営業力の強化による海外事業展開の加速
- 二. 環境の変化に対応した経営基盤の整備と人材育成

② 重点戦略

イ. 国内営業部門

- ・ 変化に対応できる営業スタイルの構築
- ・ 次世代自動車マーケットへの取り組み
- ・ 商品軸での営業戦略

ロ. 海外営業部門

- ・ 海外拠点の販売インフラの拡充とメンテナンス事業の強化
- ・ 海外現地法人のシナジー効果の最大化
- ・ 海外販売先の開拓とサプライチェーンの拡充

ハ. 製造部門

- ・ 技術の開発、製品力強化
- ・ 社内環境の整備

二. 管理部門

- ・ 基幹システムの再構築
- ・ コンプライアンスの徹底とガバナンスの実効性強化
- ・ 企業価値向上と持続的成長にむけた企業体質の改善

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 68 期 (2018年 8月期)	第 69 期 (2019年 8月期)	第 70 期 (2020年 8月期)	第 71 期 (当連結会計年度) (2021年 8月期)
売 上 高(百万円)	56,597	62,461	68,113	61,160
経 常 利 益(百万円)	4,456	4,790	4,793	4,140
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,180	3,258	3,306	2,768
1 株当たり当期純利益	246円35銭	248円13銭	247円99銭	207円44銭
総 資 産(百万円)	42,643	52,849	49,687	56,905
純 資 産(百万円)	24,128	27,243	29,542	31,951
1 株当たり純資産額	1,862円08銭	2,038円71銭	2,208円82銭	2,385円09銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第69期の期首から適用しており、第68期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 68 期 (2018年 8月期)	第 69 期 (2019年 8月期)	第 70 期 (2020年 8月期)	第71期(当期) (2021年 8月期)
売 上 高(百万円)	49,655	54,252	57,266	48,998
経 常 利 益(百万円)	3,956	4,149	3,791	2,788
当 期 純 利 益(百万円)	2,840	2,872	2,675	1,975
1 株当たり当期純利益	220円03銭	218円79銭	200円64銭	148円03銭
総 資 産(百万円)	37,693	46,048	41,753	43,902
純 資 産(百万円)	21,464	24,154	25,864	27,042
1 株当たり純資産額	1,662円42銭	1,812円98銭	1,939円30銭	2,025円60銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第69期の期首から適用しており、第68期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年8月31日現在)

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SHINWA U.S.A.CORPORATION	10万米ドル	100.0%	北米地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売、米国製接合材料等の調達
SHINWA INTEC Co.,Ltd.	19百万 タイバーツ	99.9% (0.1%)	東南アジア地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA	85万米ドル	99.9% (17.6%)	インドネシア国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD.	100万 リンギット	99.9% (99.9%)	マレーシア国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
煙台進和接合技術有限公司	575万米ドル	87.0%	中国国内におけるろう付加工製品等の生産および販売
那欧雅進和（上海）貿易有限公司	80万米ドル	100.0%	中国国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
煙台三拓進和攪拌設備維修有限公司	580万米ドル	100.0%	中国国内における溶接加工製品等の生産および販売
進和（天津）自動化控制設備有限公司	70万米ドル	100.0%	中国国内における情報通信システム製品他設計
SHINWATEC LIMITED	5万英ポンド	100.0%	欧州地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
SHINWAREPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA.	60万リアル	99.9%	ブラジル国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
株式会社ダイシン	26百万円	100.0%	自動車部品の樹脂製品の製造と販売
株式会社進栄	28百万円	100.0%	運送業および倉庫管理業
株式会社アイシン	10百万円	100.0%	当社所有の不動産管理および損害保険代理業

(注) 1. 当社の議決権比率の () は、間接所有を示す内数であります。

2. 当社の議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

分 類	主 要 品 目
金 属 接 合	溶接棒などの溶接材料、溶接機、銀ろう・ハンダなどのろう付材料、ろう付装置、肉盛溶接・溶射加工、ろう付加工
産 業 機 械	各種省力化機械装置、プレス、工作機械、金型・機械部品用金属材料
F A シ ス テ ム	生産管理・指示システム等の情報通信システム、産業用ロボットシステム
メ ン テ ナ ン ス そ の 他	プレスをはじめとする各種機械装置の修理工事、機械部品の補修、スポット販売商品 (多種にわたるため省略)、自動車部品の樹脂製品
不 動 産 管 理 業、 損 害 保 険 代 理 業	当社所有の不動産管理および損害保険代理業
運 送 業 お よ び 倉 庫 管 理 業	当社本社倉庫の管理業務および名古屋地区における納品業務

(8) 主要な営業所および工場 (2021年8月31日現在)

当 社	本 社	名古屋市守山区苗代二丁目9番3号	
	支店等	北海道営業所 (北海道苫小牧市) 東北営業所 (仙台市泉区) 大宮営業部 (埼玉県さいたま市) 東日本支店 (東京都品川区) 静岡営業所 (静岡市葵区) 浜松営業所 (浜松市中区)	中部本店 (名古屋市守山区) 海外営業部 (名古屋市守山区) 西日本支店 (大阪市淀川区) 広島営業所 (広島市南区) 九州営業部 (北九州市小倉北区)
	工 場	メンテックセンター 名古屋工場 (愛知県豊田市) 九州工場 (北九州市小倉北区)	ジョイテックセンター (名古屋市守山区) FAシステムセンター (名古屋市守山区) メカトロシステムセンター (名古屋市守山区)
国内子会社		株式会社 ダイシン (名古屋市中村区) 株式会社 アイシン (名古屋市守山区)	株式会社進栄 (愛知県東郷町)
在外子会社		SHINWA U.S.A.CORPORATION (米国) SHINWATEC LIMITED (英国) SHINWA INTEC Co.,Ltd. (タイ) 那欧雅進和 (上海) 貿易有限公司 (中国) 煙台進和接合技術有限公司 (中国) 煙台三拓進和攪拌設備維修有限公司 (中国) 進和 (天津) 自動化控制設備有限公司 (中国) SHINWA (INDIA) ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED (インド) SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA. (ブラジル) PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA (インドネシア) SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア) SHINWA ENGINEERING S.A.de C.V. (メキシコ)	

(9) 従業員の状況（2021年8月31日現在）

① 企業集団の従業員数の状況

事業の部門別の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
生産部門	336名	11名増
販売部門	386名	13名増
管理部門	114名	5名増
合計	836名	29名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役および臨時従業員（嘱託、パートおよび派遣の期中平均雇用人員167名）は含まれておりません。

② 当社の従業員数の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
507名	一名	37.8歳	10.7年

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役および臨時従業員（嘱託、パートおよび派遣の期中平均雇用人員68名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2021年8月31日現在）

借入先	借入額
MUFGバンク（中国）有限公司	684百万円（4,000万元）
みずほ銀行（中国）有限公司	513百万円（3,000万元）

(注) 企業集団の主要な借入先として、借入残高が1億円以上の金融機関を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,100,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,415,319株（自己株式1,065,104株を含む）
- (3) 株 主 数 14,240名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
進 和 取 引 先 持 株 会	519千株	3.9%
進 和 従 業 員 持 株 会	434千株	3.3%
下 川 浩 平	430千株	3.2%
根 本 哲 夫	427千株	3.2%
加 藤 嘉 一	424千株	3.2%
東 朋 テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	400千株	3.0%
根 本 完 治	379千株	2.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	377千株	2.8%
加 藤 皓 己	334千株	2.5%
岸 直 人	268千株	2.0%

(注) 当社は、自己株式1,065,104株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	9,500株	6名

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	根本 哲夫	全社統括	
取締役 専務執行役員	瀧谷 善郎	海外事業本部長	SHINWA U.S.A. CORPORATION 代表取締役会長 SHINWA INTEC Co., Ltd. 代表取締役社長 SHINWA (INDIA) ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED 代表取締役社長 SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA. 取締役会長 PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA 代表取締役 SHINWA INTEC MALAYSIA SDN.BHD. 代表取締役社長 SHINWA ENGINEERING S.A.de C.V. 代表取締役社長 SHINWATEC LIMITED 代表取締役会長
取締役 常務執行役員	石川 修示	営業本部長 兼中部本店長	那欧雅進和（上海）貿易有限公司 執行董事
取締役 上席執行役員	濱田 弘樹	名古屋営業第三部長 兼戦略営業推進室統括	
取締役 上席執行役員	加藤 清	管理本部長兼総務部長	株式会社アイシン 代表取締役社長
取締役 上席執行役員	大倉 守彦	製造本部長兼技術部長	
取締役 (常勤監査等委員)	茂木 恒有		
取締役 (監査等委員)	内藤 正明		弁護士 東濃信用金庫 監事
取締役 (監査等委員)	志賀 慶章		公認会計士 一宮市入札監視委員会委員 勤次郎株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 吉田礎久、入山敏久と取締役（監査等委員）後藤博介、田島和憲の4氏は、2020年11月19日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 2020年11月19日開催の第70回定時株主総会において、新たに取締役 大倉守彦と取締役（監査等委員）茂木恒有、志賀慶章の3氏が就任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）内藤正明、志賀慶章の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、両氏は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 当社は、監査等委員の監査、監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、茂木恒有氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 取締役（常勤監査等委員）茂木恒有氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）志賀慶章氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）である茂木恒有、内藤正明、志賀慶章の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の対象範囲は、当社の取締役、執行役員および子会社役員であり、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求については填補されないなど、一定の免責事由があります。また、被保険者の保険料負担はありません。

(4) 取締役の報酬等の額

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬諮問委員会における審議の結果を踏まえております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について取締役会で決議された決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、取締役が業績向上への意欲を高め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役員に求められる役割・責務・業績に見合った報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬については、固定報酬としての「基本報酬」、短期の業績連動報酬としての「役員賞与」および中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」により構成しております。

ロ. 基本報酬

基本報酬は、取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬とし、基本報酬総額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、業界動向及び業績等を勘案して決定しております。個人別の支給額は、取締役の役位、担当部門に応じて決定しております。

ハ. 業績連動報酬（役員賞与）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結当期純利益と当該事業年度の年間配当額を基準に算出された額を上限に、役員賞与として毎年株主総会后に支給しております。個人別の支給額は、取締役の役位、個人別査定に応じて決定しております。また、当該業績指標を選定した理由は、連結当期純利益は取締役が経営者として最終利益に責任を負うことを明確にするためであり、年間配当額は取締役が株主との利益意識を共有することを目的としているからであります。

ニ. 株式報酬

株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、基本報酬および役員賞与とは別枠で譲渡制限付株式を交付しております。個人別の交付株式数は、その責任と役割を勘案して役位ごとに定めた基準株式数を基に、個人別査定に応じた株式数を交付しております。

ホ. 基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役報酬等の種類ごとの比率は、概ね、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝7：2：1を基準としております。取締役の種類別の報酬割合については、当社と同規模、関連する業種・業態の報酬水準を踏まえ、指名・報酬諮問委員会で検討することとしております。

② 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、その職務の独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。また、各監査等委員の報酬は、監査等委員の役割・職務の内容を勘案し、常勤および非常勤を区別のうえ、独立性を担保する目的で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

③ 取締役および取締役（監査等委員）の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年11月17日開催の第66回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。また、金銭報酬とは別枠で、2017年11月16日開催の第67回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬として年額50百万円以内、交付する普通株式の上限として年5万株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年11月17日開催の第66回定時株主総会において年額35百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議により全社を統括する代表取締役社長 根本哲夫に一任して決定しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の役員賞与の額および各取締役の譲渡制限付株式の交付株式数としております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定することとしております。

⑤ 取締役および取締役（監査等委員）の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	対象となる 役員の員数 (名)
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	168 (-)	119 (-)	30 (-)	19 (-)	8 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22 (9)	22 (9)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計	190 (9)	141 (9)	30 (-)	19 (-)	13 (3)

(注) 1. 上記取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の額には、第71回定時株主総会において決議予定の役員賞与30百万円（うち社外一百万円）が含まれております。

2. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬（賞与含む）として、35百万円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	内藤 正 明	弁護士 東濃信用金庫 監事	当社との間には特別の関係はありません。
	志賀 慶 章	公認会計士 一宮市入札監視委員会委員 勤次郎株式会社 監査役	当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	内藤 正 明	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しております。また、監査等委員会11回の全てに出席しております。弁護士としての客観的かつ専門的見地から当社の経営全般ならびに当社のコンプライアンス体制の維持・強化についての意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として活発な審議に参画しております。
	志賀 慶 章	2020年11月19日の就任以後の当事業年度開催の取締役会11回中、10回出席しております。また、監査等委員会9回中の全てに出席しております。公認会計士としての豊富な監査経験と財務・会計などの専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として活発な審議に参画しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	38百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。
2. 当社の在外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の他の監査人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、次のとおり整備することを取締役会において決議しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は別に定める「経営理念」に則り、公平かつ公正な企業活動により、社会的使命を果たすため、会社法および会社法施行規則に基づき、次のとおり当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保する体制（以下「内部統制システム」という）を整備する。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を定め、取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底いたします。
- ② 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員会が定めた監査方針のもと、監査等委員の取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行の監査および監督を行うことといたします。
- ③ 内部監査室は、各部門の業務執行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を定期的に取り締役会および監査等委員会に報告することといたします。
- ④ 法令違反その他法令上疑義のある行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、内部監査室長または社外取締役に通報しなければならないと定め、通報者に対しては、不利益がないことを確保いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存および管理することといたします。
- ② 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものといたします。
- ③ 情報セキュリティポリシーを制定し、保有する全ての情報を企業活動における重要な資産と位置づけ、適切に保護管理いたします。
- ④ 法令または証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、速やかに開示することといたします。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に係る規程を定め、各部門および各子会社の業務に付随するリスクについては、当該部門および当該子会社にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は、管理本部が行うものいたします。
- ② 内部監査室は管理本部と連携し、各部門および各子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会および監査等委員会に報告するものいたします。
- ③ 重要な損失の危険が顕在化した場合には、取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える体制を整えることいたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜に臨時取締役会を開催することいたします。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、每期ごとに定める各取締役の業務分掌において、それぞれの責任者および執行手続きについて定めるものいたします。
- ③ 取締役会は、中期経営計画および年度総合予算を策定し、各部門が実施すべき具体的な年度目標設定を行い、月次での業績管理を実施いたします。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、当社グループ全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にいたします。
- ② 内部監査室は、当社グループ各社への内部監査を実施いたします。
- ③ 当社は当社グループ会社への指導・支援を行うほか、必要に応じ取締役または監査等委員を派遣し、業務執行に対する監査・監督を行うこといたします。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものいたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものいたします。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その補助業務を遂行するにあたり、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの指揮命令を受けないものといたします。
- ② 当該使用人の任免、異動、人事評価に関しては、監査等委員会の同意を得ることといたします。

(8) 当社グループの取締役、監査役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告することといたします。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査役および使用人は、監査等委員会に対して、法的事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合には、その内容を速やかに報告するものといたします。
- ③ 監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して報告を求めることができるものといたします。
- ④ 監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものといたします。
- ⑤ 監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員会の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査の内容等についての情報交換が十分に行える体制を整えることといたします。
- ② 監査等委員会と取締役社長との定期的な意見交換会を開催いたします。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 社会的正義を実践するため、当社はコンプライアンス規程において「反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わってはならない。また、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与してはならない」旨を定め、取締役および使用人に周知徹底いたします。
- ② 反社会的勢力に対する統括部門は総務部、不当要求防止責任者は総務部長とし、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、速やかに警察など外部専門機関と連携を取り対応いたします。

内部統制システムの運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度においては内部統制監査および業務監査を年1回ずつ実施し、取締役会にその内容を報告いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

平均値および比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しておりますが、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6)重要な親会社および子会社の状況 ②重要な子会社の状況」の当社の議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	47,556,118	流動負債	23,890,473
現金及び預金	14,879,840	支払手形及び買掛金	10,546,694
受取手形及び売掛金	10,325,109	電子記録債権	3,649,457
電子記録債権	5,688,652	短期借入金	1,197,700
たな卸資産	13,456,486	1年内返済予定の長期借入金	19,992
そ の 他 の 資 産	3,209,892	一 一 債 務	31,775
貸倒引当金	△3,863	未払法人税等	525,017
固定資産	9,349,730	前受金	6,752,169
有形固定資産	6,523,016	賞与引当金	268,789
建物及び構築物	2,075,390	役員賞与引当金	34,200
機械装置及び運搬具	1,285,837	その他負債	864,676
工具器具備品	449,872	固定負債	1,064,166
土地	2,632,364	長期借入金	13,408
建設仮勘定	79,550	リース債務	396,413
無形固定資産	436,423	繰延税金負債	273,973
ソフトウェア	124,490	再評価に係る繰延税金負債	196,166
ソフトウェア仮勘定	255,074	退職給付に係る負債	32,241
のれん	47,821	その他負債	151,963
電話加入権	9,037	負債合計	24,954,640
投資その他の資産	2,390,290	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,063,807	株 主 資 本	31,735,665
繰延税金資産	68,882	資本剰余金	951,106
貸倒引当金	259,375	資本剰余金	1,676,950
	△1,775	利益剰余金	29,908,859
		自己株式	△801,250
		その他の包括利益累計額	105,739
		その他有価証券評価差額金	377,531
		繰延ヘッジ損益	△3,026
		土地再評価差額金	△641,184
		為替換算調整勘定	372,418
		非支配株主持分	109,802
資産合計	56,905,848	純資産合計	31,951,207
		負債及び純資産合計	56,905,848

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		61,160,734
売上原価		50,881,845
売上総利益		10,278,888
販売費及び一般管理費		6,276,520
営業利益		4,002,368
営業外収益		
受取利息及び配当金	45,265	
為替差益	2,060	
その他	113,963	161,289
営業外費用		
支払利息	11,809	
その他	11,085	22,895
経常利益		4,140,762
特別利益		
固定資産売却益	3,411	3,411
特別損失		
固定資産除却損	12,437	
固定資産売却損	663	
投資有価証券評価損	23,210	
その他	1,997	38,309
税金等調整前当期純利益		4,105,864
法人税、住民税及び事業税	1,285,607	
法人税等調整額	36,121	1,321,728
当期純利益		2,784,135
非支配株主に帰属する当期純利益		15,533
親会社株主に帰属する当期純利益		2,768,602

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年9月1日残高	951,106	1,659,724	28,114,328	△810,714	29,914,443
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△974,071		△974,071
親会社株主に帰属する当期純利益			2,768,602		2,768,602
自 己 株 式 の 取 得				△673	△673
自 己 株 式 の 処 分		17,226		10,138	27,364
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中 の変 動 額 合 計	—	17,226	1,794,531	9,464	1,821,222
2021年8月31日残高	951,106	1,676,950	29,908,859	△801,250	31,735,665

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
2020年9月1日残高	201,669	9,511	△641,184	△25,304	△455,307	83,019	29,542,155
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△974,071
親会社株主に帰属する当期純利益							2,768,602
自 己 株 式 の 取 得							△673
自 己 株 式 の 処 分							27,364
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	175,861	△12,537		397,722	561,046	26,783	587,830
連結会計年度中 の変 動 額 合 計	175,861	△12,537	—	397,722	561,046	26,783	2,409,052
2021年8月31日残高	377,531	△3,026	△641,184	372,418	105,739	109,802	31,951,207

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額
流動資産	33,512,168	流動負債	16,168,168		
現金及び預金	10,875,466	支払手形	574,955	形務金	3,594,258
受取手形	286,143	子記録債	8,682,854	金	319,006
電子記録債	5,499,541	未払掛	177,152	用	254,317
商売掛金	8,540,099	未払法人税等	2,222,086	金	43,623
仕入掛金	3,977,390	前受引当金	243,604	金	30,000
原材蔵庫	692,851	賞与引当金	26,309	他	
前払費用	1,613,269	固定負債	691,754		
短期貸付	650,356	再評価に係る繰延税金負債	196,166		
倒引当金	32,938	その他	495,587		
固定資産	10,389,892	負債合計	16,859,923		
有形固定資産	4,474,118	純資産の部			
建物	1,575,293	株主資本	27,295,599		
構築物	24,078	資本金	951,106		
機械及び装置	866,476	資本剰余金	1,678,243		
車両運搬具	1,266	資本準備金	995,924		
工具、器具及び備品	305,914	その他資本剰余金	682,318		
土地	1,628,365	利益剰余金	25,467,499		
建設仮勘定	72,723	利益準備金	237,776		
無形固定資産	380,461	その他利益剰余金	25,229,723		
ソフトウェア	116,349	固定資産圧縮積立	103,676		
ソフトウェアー	255,074	別途積立	15,330,000		
電話加入権	9,037	繰越利益剰余金	9,796,047		
投資その他の資産	5,535,313	自己株式	△801,250		
投資有価証券	1,821,758	評価・換算差額等	△253,461		
関係会社株	2,411,510	その他有価証券評価差額金	391,175		
関係会社出資	1,096,764	繰延ヘッジ損益	△3,452		
関係会社貸付	37,000	土地再評価差額金	△641,184		
長期前払費用	26,460				
差入保証金	79,362				
繰延税金	49,854				
倒引当金	50,502				
	△37,900				
資産合計	43,902,060	純資産合計	27,042,137		
		負債及び純資産合計	43,902,060		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		48,998,110
売上原価		41,993,394
売上総利益		7,004,715
販売費及び一般管理費		4,688,768
営業利益		2,315,947
営業外収益		
受取利息及び配当金	391,468	
為替差益	22,818	
その他の	63,813	478,099
営業外費用		
支払利息	1,887	
ゴルフ会員権評価損	2,730	
その他の	1,374	5,993
経常利益		2,788,053
特別損失		
固定資産除却損	9,182	
投資有価証券評価損	23,210	32,393
税引前当期純利益		2,755,660
法人税、住民税及び事業税	772,743	
法人税等調整額	7,228	779,972
当期純利益		1,975,688

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2020年9月1日残高	951,106	995,924	665,092	1,661,017	237,776
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
別途積立金の積立					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			17,226	17,226	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	17,226	17,226	—
2021年8月31日残高	951,106	995,924	682,318	1,678,243	237,776

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				自己株式
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
2020年9月1日残高	107,340	14,830,000	9,290,765	24,465,882	△810,714
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△974,071	△974,071	
固定資産圧縮積立金の取崩	△3,664		3,664	—	
別途積立金の積立		500,000	△500,000	—	
当期純利益			1,975,688	1,975,688	
自己株式の取得					△673
自己株式の処分					10,138
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△3,664	500,000	505,281	1,001,617	9,464
2021年8月31日残高	103,676	15,330,000	9,796,047	25,467,499	△801,250

(単位：千円)

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2020年9月1日残高	26,267,291	229,044	9,291	△641,184	△402,849	25,864,442
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△974,071					△974,071
固定資産圧縮積立金の取崩	—					—
別途積立金の積立	—					—
当期純利益	1,975,688					1,975,688
自己株式の取得	△673					△673
自己株式の処分	27,364					27,364
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		162,130	△12,743		149,387	149,387
事業年度中の変動額合計	1,028,307	162,130	△12,743	—	149,387	1,177,695
2021年8月31日残高	27,295,599	391,175	△3,452	△641,184	△253,461	27,042,137

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年10月11日

株式会社 進 和
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 直 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 巨樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社進和の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社進和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年10月11日

株式会社 進 和
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 直 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 巨樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社進和の2020年9月1日から2021年8月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月12日

株式会社 進 和 監査等委員会

常勤監査等委員 茂 木 恒 有 ㊟

監査等委員 内 藤 正 明 ㊟

監査等委員 志 賀 慶 章 ㊟

(注) 監査等委員内藤正明及び志賀慶章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

◆会場 名古屋市守山区苗代二丁目9番3号
当社 本社8階会議室
電話 (052) 796-2533

◆交通機関 名鉄瀬戸線「小幡駅」下車徒歩約15分
基幹バス引山方面行「猪子石西原」下車徒歩約10分
地下鉄東山線池下駅より市バス大森車庫行
「小幡苗代」下車徒歩約5分

